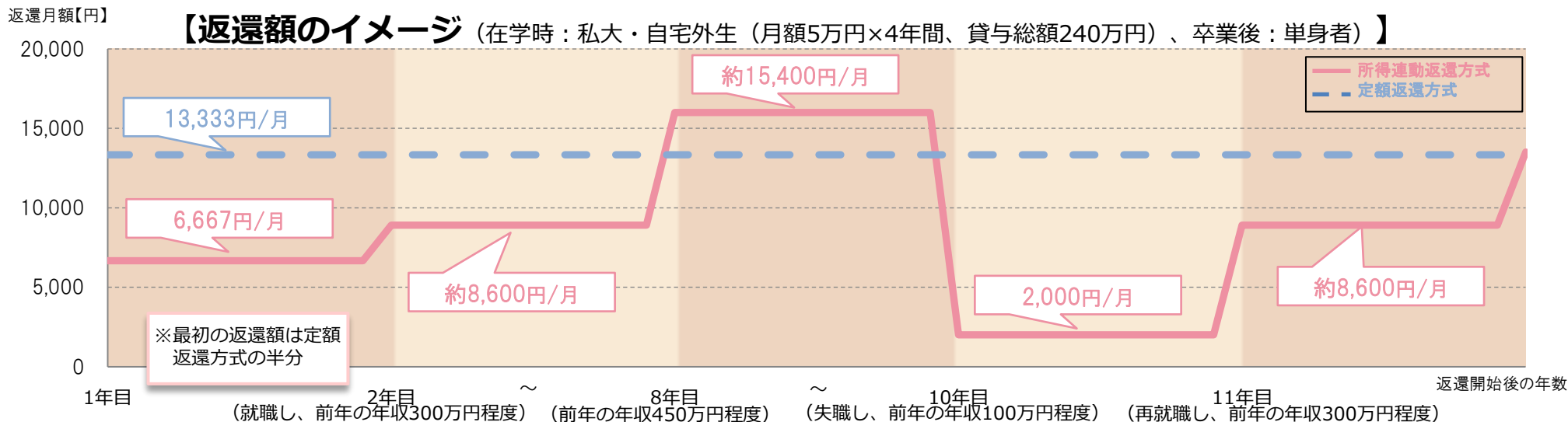


概要：無利子奨学金を対象に、無理なく返還ができるよう返還者の所得に応じて、返還月額が変動。
返還方式は、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能。



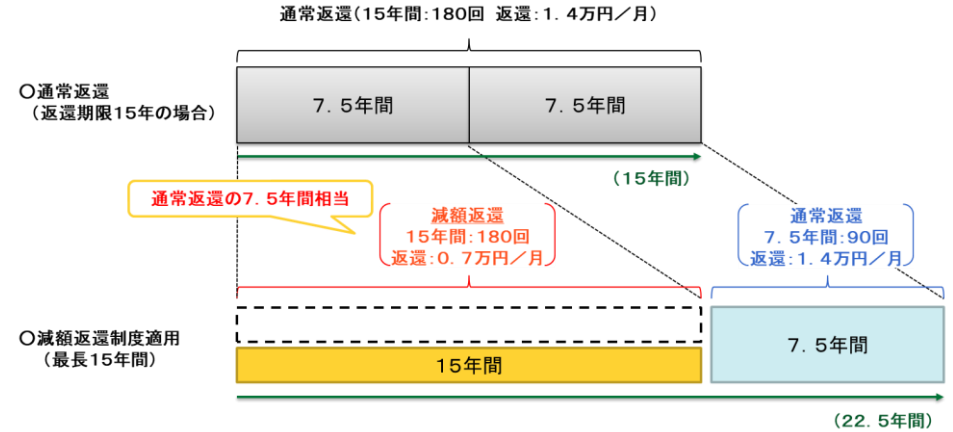
	所得連動返還方式（平成29年度採用者より）	（参考）定額返還方式
返還月額	前年課税所得の9% ÷ 12月（最低月額は2,000円） ※課税所得：給与等収入から所得控除（基礎控除、社会保険料控除など）を差し引いた個人住民税の課税総所得金額	借りた総額に応じた月額
返還期間 （貸与終了後7ヶ月目から返還開始）	返還完了まで ※所得により、返還完了までの期間は異なる。	10年～20年 ※借りた総額により、返還完了までの期間が決定 ※一定の要件（年収325万円以下など）を満たす場合、15年間まで月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、返還期間を延長可能
選択率（R3採用者）	18.8%	81.2%

※いずれの返還方式においても、本人の年収が300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が適用可能。

返還困難者への救済措置について

減額返還制度

- 経済的理由により返還困難となっている方のうち、月々の返還額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万円以下など)を満たす場合、一定期間、月々の返還額を2分の1あるいは3分の1に減額し、返還期間を延長。



返還期限猶予制度

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)の場合、在学届等の提出によって返還期限を猶予。(通算10年が限度)

○一般猶予

卒業後、返還が困難な方のうち、右の表の事由に該当する場合は、願い出により返還期限を猶予。

猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
病氣中	※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
生活保護	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 ※2 卒業後1年以内に限る。
経済困難(年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下)・失業中等	

返還免除制度

○死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

- ・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは、返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除。
(無利子・有利子の全奨学生対象)

○特に優れた業績による返還免除 (平成16年4月以降の採用者より適用)【無利子奨学金のみ】

- ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したのものには、貸与期間終了時に、全部又は一部の返還を免除。
- ・大学院に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度あり。